

— 令和4年度 —



兵庫県 防犯カメラ設置補助事業 二次募集のご案内

兵庫県では、地域の見守り力の向上を図るため、まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置に要した経費の一部に対して、補助を行っています。

募集期間

令和4年9月20日（火）～10月21日（金）必着

兵庫県

問い合わせ先： 兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-362-3225
FAX 078-362-4465

目 次

募集要項

1 事業趣旨	1
2 募集期間・応募方法	1
3 補助額等	1
4 補助の要件	2
5 その他手続きに関する留意事項	3
6 参考事項	4
7 問い合わせ先	4

二次募集 応募窓口一覧	5
-------------	---

Q & A	6
-------	---

提出書類の記載例

○応募書	7
○収支予算書	8
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	9
○調査票	10
○地域合意書及び維持管理等誓約書	11
○地域安全マップについて	12・13
○防犯カメラ等管理運用規程	14

様 式

○応募書	
○収支予算書	
○防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書	
○調査票	
○地域合意書及び維持管理等誓約書	
○防犯カメラ等管理運用規程	
○(参考)地域安全マップ	
○(参考)同意書	

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業 募集要項

1 事業趣旨

まちづくり防犯グループ等の地域団体が行う防犯カメラ設置を促進し、地域安全まちづくり活動を防犯設備面から支援することにより、地域の見守り力の向上を図る。

※ 防犯カメラとは、専ら犯罪の予防を目的として公道等を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。

2 募集期間・応募方法

募 集 期 間	令和4年9月20日（火）～ 10月21日（金）（必着）
応 募 方 法	<p>① 所定の応募書及び関係書類を作成のうえ、応募窓口（別添応募窓口一覧参照）へ郵送又は持参により提出してください。</p> <p>② 応募書等の様式は、兵庫県ホームページからダウンロードできます。</p> <p>③ 補助対象となる防犯カメラの設置は、原則1団体に1カ所とします。 なお、複数箇所応募の場合は、<u>箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書」、「地域合意及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を作成のうえ、必ず優先順位を記入</u>してください。<u>（1団体2カ所まで）</u></p>
応募に必要な書類	<p>① 令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書</p> <p>② 収支予算書</p> <p>③ 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書</p> <p>④ 調査票</p> <p>⑤ 見積書のコピー（カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費）</p> <p>⑥ 仕様書のコピー（カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの）</p> <p>⑦ 地域合意書及び維持管理等誓約書</p> <p>⑧ 地域安全マップ（危険箇所について検討がなされた結果を示す図面）</p> <p>⑨ 写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）</p> <p>⑩ 防犯カメラ等管理運用規程</p> <p>⑪ 応募団体規約のコピー</p> <p>⑫ 応募団体役員名簿のコピー</p>
補助金交付申請団体の採択	<p>① 募集終了後、防犯カメラ選定委員会が交付申請団体を採択します。</p> <p>② 採択は、応募関係書類を審査のうえ、過去の補助状況、犯罪発生状況、団体の防犯活動実施状況、カメラ設置の必要性・緊急性・妥当性などを総合的に審査のうえ決定します。</p> <p>③ 採択された団体は、補助金交付申請手続きを経て、補助金交付決定の通知を受けたうえで事業に着工していただくこととなります。</p> <p>④ 防犯カメラ選定委員会で審査の結果、不採択となる場合があります。</p>

3 補助額等

補 助 額	<p>1カ所6万円</p> <p>※ 1カ所とは、独立した防犯カメラシステム一式をいう。</p> <p>※ 複数台の防犯カメラを設置して、レコーダー1台に接続する場合は、1カ所とする。</p>
補 助 箇 所 数	85カ所（予定）
補 助 対 象 経 費	犯罪予防を目的として公道等に常設する、映像の撮影、記録等の機能を有する機器（防犯カメラシステム）及び防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費
補 助 対 象 期 間	<p>応募受理日から令和5年3月31日までに設置・完了する事業</p> <p>（ただし、補助金交付決定までに防犯カメラを設置する場合は、事前着手許可が必要ですので、必ず兵庫県生活安全課地域安全対策班までご連絡ください。）</p>

4 補助の要件

補助対象団体	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体であること。</p> <p>① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。</p> <p>② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。</p> <p>③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。</p> <p>④ 規約や代表者を決めていること。</p> <p>⑤ <u>今年度、県から防犯カメラ設置補助の選定（2カ所）を受けていない団体であること。</u></p>
撮影場所	<p>以下に掲げるすべての要件を満たす撮影場所であること。</p> <p>① 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の場所であること。</p> <p>② 撮影画像の概ね2分の1以上の面積を公共の場所が占めること。</p> <p>③ 私有財産（個人の住宅、マンション等の共同住宅、駐車場、事業所等）の管理目的と認められるものではないこと。</p> <p>④ 公有財産（自治会館等）の管理目的と認められるものではないこと。</p>
カメラの機能要件 (レコーダー内蔵型は、下記レコーダーの機能要件も満たすこと。)	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすカメラであること。</p> <p>① カメラの有効画素数が38万画素以上であること。</p> <p>② カラー画像であること。（夜間撮影時を除く）</p> <p>③ 作動時間が1日24時間であること。</p> <p>④ 夜間も人物等が識別できる撮影機能（被写体最低照度0.1Lux以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨）があること。</p> <p>⑤ 屋外用として使用できる防雨性能があること。</p>
レコーダーの機能要件	<p>以下に掲げるすべての要件を満たすレコーダーであること。</p> <p>① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。</p> <p>② 記録間隔が1秒間に4コマ（4FPS）以上であること。</p> <p>③ 38万画素（720×480画素）以上での記録ができること。</p> <p>④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能があること。</p>
標識の掲出	<p>防犯カメラ設置場所に、「防犯カメラで撮影している旨」及び「設置団体の名称」を表示する標識を明確かつ適切な方法で掲示すること。</p>
地域安全マップの作成	<p>応募団体が危険箇所（防犯カメラ設置場所）について検討した結果を示す図面（地域安全マップ）を作成していること（P4、P12、P13参照）。</p>
地域の合意	<p>防犯カメラの設置及び維持管理等について地域団体の合意があること。</p>
設置許可	<p>防犯カメラ設置場所の所有者等の承諾・許可があること。</p>
防犯カメラ等管理運用規程の制定	<p>以下に掲げるすべての事項を含む防犯カメラ等管理運用規程が定められていること。</p> <p>① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>② 「撮影していること」及び「設置者の名称」の明示</p> <p>③ 記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④ 記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤ 苦情処理対応</p> <p>⑥ その他防犯カメラの運用に関すること</p>
記録した映像の漏洩防止措置	<p>以下に掲げる事項の情報流出防止措置がとられていること。</p> <p>① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。</p> <p>② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。</p>

5 その他手続きに関する留意事項

<p>選定委員会による採択について</p>	<p>選定委員会での採択は、補助金交付申請ができる団体を選定したものであり、補助金交付を確定したものではありません。したがって、補助金交付を受けるためには、採択後に補助金交付申請手続きが必要となります。</p> <p>採択後の設置場所の変更は原則として認められません。</p>
<p>補助金交付申請手続きについて</p>	<p>補助金交付申請には、補助金交付申請書、誓約書、設置許可証等の写し、債権者登録書、通帳の写し、委任状（通帳の名義人が補助金交付申請書に記載した団体名、代表者名と異なる場合）の提出が必要です。審査が終了後、補助金交付決定通知書を団体代表へお送りします。</p>
<p>工事等の着工について</p>	<p>防犯カメラ設置工事等の事業は、補助金交付決定通知後に着手してください。補助金交付決定前に着工する場合には、必ず事前着手許可が必要です。ただし、事前着手許可を得ても、選定結果が不採択の場合や補助要件を満たさない場合等は、補助金交付を受けることができませんのでご注意ください。事前着手許可の方法については、県生活安全課地域安全対策班へお問い合わせください。</p>
<p>設置場所の許可について</p>	<p>防犯カメラ設置には、必ず、設置場所（土地、建物、柱等）の所有者・管理者の承諾・許可が必要（申請団体が管理する自治会館等も同様）です。電柱に設置する場合は、設置許可取得まで数ヶ月必要な場合があります。道路や公園等に設置する場合は、道路交通法その他の法令に基づく管理者の許可が必要です。県や市の管理担当課等と協議してください。</p> <p>設置許可は補助の要件となりますので、応募の段階から、あらかじめ設置場所の所有者等をよく確認のうえ、十分協議をしていただきますよう、お願いします。</p>
<p>設置に関する合意について</p>	<p>撮影映像に入る住宅等がある場合は、必ずその住民等に説明して、同意を得ておいてください。また、撮影場所や設置場所に隣接する地域との間でも合意を得ておくようにしてください。</p>
<p>補助事業実績報告書の提出期限について</p>	<p>事業完了日から30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類の提出をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金交付決定を取り消すことがあります。</p>
<p>補助金の支払いについて</p>	<p>補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。</p> <p>補助金の支払いは実績報告後の精算払いとします。</p>
<p>補助対象外となる経費及び事業について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 既存設備の撤去に要する経費 ② 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費 ③ 防犯カメラシステム維持管理（賃貸費を含む）に要する経費 ④ 県が過去に補助した同一箇所（同一システム）への補助事業 ⑤ 県の他の制度で対応が可能と判断される事業 ⑥ 事業費が6万円を下回る防犯カメラの設置事業
<p>採択・交付決定の取消し、補助金の返還について</p>	<p>以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求められます。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 令和4年度兵庫県県民生活部補助金交付要綱の規定に反する場合 ② 提出期限までに補助事業の審査に必要な書類が提出されない場合 ③ 本事業により補助を受ける事業と同一の事業について、県から重複して補助を受けた場合 ④ 補助金交付決定前に着工した場合（事前着手許可を受けたものを除く） ⑤ 防犯カメラ等管理運用規程が遵守されない場合

6 参考事項

(1) 地域安全マップの作成要領

効果的な防犯カメラ設置場所(危険箇所)を選定していただくため、**地域安全マップを補助事業応募に必要な書類**としていますので、以下の要領により作成をお願いします。

	作成要領	
危険箇所の選定基準	① 入りやすい場所(境界がなく誰でも出入りすることができる場所) ② 見えにくい場所(周囲からの視線が犯罪者に届きにくい場所) ※ 危険箇所として選定した理由を地図内又は別紙に記載すること。	
地図の体裁	① 作成方法は、手書きやパソコン使用による作成等、体裁を問わない。 ② 用紙サイズはA4又はA3とする。 ③ 地図の作成範囲は、概ね応募団体の活動範囲とする。 ④ 縮尺は、下記検討・調査事項が判読できる程度のものとする。 ※ 地図のコピーや電子地図の印刷を利用する場合は、発行元の許可が必要。	
検討・調査事項の例 (右記ゴシック表記の事項は必須項目)	検討・調査事項	表示方法
	危険箇所(入りやすい場所、見えにくい場所)	塗りつぶし、斜線等を表示
	本補助事業での防犯カメラ設置予定場所	丸印「●」で表示
	本補助事業での防犯カメラ撮影予定方向	矢印「→」で表示
	小学校等の通学路	点線「…」で表示
	「子どもを守る110番の家・店」の設置場所	バツ印「×」で表示
	既設防犯カメラの設置場所	三角印「△」で表示

(2) 兵庫県防犯カメラ設置補助事業の手続きの概要

	手続きの順序	手続き者	概要	
	1	補助事業への応募	団体	応募受付窓口へ応募書及び必要書類を提出
	2	交付申請団体の採択	県	応募団体へ選定委員会審査結果を文書で通知
☆	3	補助金交付申請	団体	採択団体が、県へ補助金交付申請書等を提出
☆	4	補助金交付決定	県	申請書類審査、補助金交付決定通知書を送付
	5	事業の実施	団体	事業計画に基づき防犯カメラ設置工事を実施
	6	補助事業実績報告	団体	事業完了後30日以内に、補助事業実績報告書等の必要書類を提出
	7	実績確認・補助金確定	県	補助実績報告書等を審査、補助金額を確定
	8	補助金の支払い	県	補助金を団体の指定口座へ振込(精算払い)

☆ 上記3において防犯カメラの設置が採択された団体には、補助金交付申請等の書類の提出をいただくこととなりますが、その提出先については別途お知らせいたします。

☆ 上記4において補助金交付決定通知を受けた後、事業の実施になります。

(3) 二次募集応募受付窓口及び防犯カメラ設置補助事業を予定している市町(令和4年度)

別添「**二次募集 応募窓口一覧**」で確認してください

各市町が予定している防犯カメラ設置補助事業の詳細については、各市町へお問い合わせ下さい。

(4) 警察への情報提供

効果的な防犯活動、パトロール活動等に資するため、防犯カメラ設置場所や設置団体の情報については、警察へ情報提供します。

7 問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班
 TEL: 078-362-3225 FAX: 078-362-4465

二次募集 応募窓口一覧

別紙 2

下記の窓口に応募書類をご提出ください。(住所地により応募窓口が異なりますのでご注意ください。)

地域	市町名	応募窓口	住所	電話番号	市町補助の有無
神戸地域	神戸市	神戸市危機管理室	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1	078-322-6238	○
阪神南地域	尼崎市	尼崎市生活安全課	〒660-8501 尼崎市東七松町1-23-1	06-6489-6502	○
	西宮市	西宮市地域防犯課	〒662-8567 西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3474	
	芦屋市	芦屋市建設総務課	〒659-8501 芦屋市精道町7-6	0797-38-2480	○
阪神北地域	伊丹市	兵庫県県民生活部生活安全課地域安全対策班(直送)	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3225	
	宝塚市	宝塚市防犯交通安全課	〒665-8665 宝塚市東洋町1-1	0797-77-2020	○
	川西市	川西市生活相談課	〒666-8501 川西市中央町12-1	072-740-1333	○
	三田市	三田市危機管理課	〒669-1595 三田市三輪2-1-1	079-559-5057	
	猪名川町	猪名川町生活安全課	〒666-0292 川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	072-766-8703	
東播磨地域	明石市	明石市総合安全対策室	〒673-8686 明石市中崎1-5-1	078-918-5069	○
	加古川市	加古川市生活安全課	〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000	079-427-9760	○
	高砂市	高砂市危機管理室	〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1-1-1	079-443-9008	○
	稲美町	稲美町危機管理課	〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1	079-492-9168	○
	播磨町	播磨町危機管理グループ	〒675-0182 加古郡播磨町東本荘1-5-30	079-435-0991	○
北播磨地域	西脇市	西脇市防災安全課	〒677-8511 西脇市下戸田128番地の1	0795-22-3111	
	三木市	三木市生活環境課	〒673-0492 三木市上の丸町10-30	0794-89-2344	○
	小野市	小野市地域安全グループ	〒675-1380 小野市中島町531	0794-63-1273	
	加西市	加西市危機管理課	〒675-2395 加西市北条町横尾1000	0790-42-8751	
	加東市	加東市防災課	〒673-1493 加東市社50	0795-43-0402	○
	多可町	多可町生活安全課	〒679-1192 多可郡多可町中区中村町123	0795-32-4777	○
中播磨地域	姫路市	姫路市危機管理室安全安心推進室	〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地 防災センター5階	079-221-2090	○
	神河町	神河町住民生活課	〒679-3116 神崎郡神河町寺前64	0790-34-0963	○
	市川町	市川町住民環境課	〒679-2392 神崎郡市川町西川辺165-3	0790-26-1011	○
	福崎町	福崎町住民生活課	〒679-2280 神崎郡福崎町南田原3116-1	0790-22-0560	
西播磨地域	相生市	相生市危機管理課	〒678-8585 相生市旭1-1-3	0791-23-7132	○
	たつの市	たつの市危機管理課	〒679-4192 たつの市龍野町富永1005-1	0791-64-3219	○
	赤穂市	赤穂市市長公室危機管理担当	〒678-0292 赤穂市加里屋81	0791-43-6866	○
	宍粟市	宍粟市市長公室危機管理課	〒671-2593 宍粟市山崎町中広瀬133-6	0790-63-3119	○
	太子町	太子町生活環境課	〒671-1592 揖保郡太子町鷗280-1	079-277-1015	○
	上郡町	上郡町住民課	〒678-1292 赤穂郡上郡町大持278	0791-52-1115	○
	佐用町	佐用町企画防災課	〒679-5380 佐用郡佐用町佐用2611-1	0790-82-0664	○
但馬地域	豊岡市	豊岡市生活環境課	〒668-8666 豊岡市中央町2-4	0796-23-5304	○
	養父市	養父市市民課	〒667-8651 養父市八鹿町八鹿1675	079-662-3163	
	朝来市	朝来市防災安全課	〒669-5292 朝来市和田山町東谷213-1	079-672-6112	○
	香美町	香美町防災安全課	〒669-6592 美方郡香美町香住区香住870-1	0796-36-1190	○
	新温泉町	新温泉町町民安全課防災安全室	〒669-6792 美方郡新温泉町浜坂2673-1	0796-82-5621	
丹波地域	丹波篠山市	丹波篠山市地域振興課	〒669-2397 丹波篠山市北新町41	079-552-5112	○
	丹波市	丹波市くらしの安全課	〒669-3692 丹波市氷上町成松字甲賀1	0795-82-1532	○
淡路地域	洲本市	洲本市消防防災課	〒656-8686 洲本市本町3-4-10	0799-24-7623	○
	南あわじ市	南あわじ市危機管理課	〒656-0492 南あわじ市市善光寺22-1	0799-43-5203	○
	淡路市	淡路市危機管理課	〒656-2292 淡路市生穂新島8-6 防災あんしんセンター	0799-64-2555	○

Q & A

1	応募書のチェック欄は誰が記載するのですか。	応募団体の代表者が記載 してください。 応募に必要な添付書類をチェックするために活用します。
2	複数箇所の応募に必要な書類は何ですか。	原則1団体1カ所の応募ですが、複数箇所応募する場合は、「防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書」、「地域合意書及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を 設置箇所ごとに作成 し、提出してください。 また、設置箇所ごとに 優先順位を記載 してください。
3	地域の合意とは何ですか。	応募団体内で、防犯カメラの機器、設置場所、適正運用、維持管理、運用経費支出等の合意が得られていることです。
4	地域の合意を示す書面の提出は必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助事業の利用について応募団体内の合意、防犯カメラの適正管理の意思を確認するためです。(別添「地域合意書及び維持管理等誓約書」参照)
5	防犯カメラ等管理運用規程は必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助事業で設置する防犯カメラについては、兵庫県が策定した防犯カメラ運用基準についてのガイドラインに基づく運用規程の制定を義務づけています。(別添「防犯カメラ等管理運用規程」参照)
6	応募後に金額や仕様の変更があった場合に提出する書類は何ですか。	防犯カメラ設置補助事業(計画・変更・実績)報告書を作成のうえ、変更事項を示す書面(見積書、仕様書等)を添付して兵庫県生活安全課地域安全対策班へ送付してください。
7	なぜ、地域安全マップが必要なのですか。	応募団体が抽出した危険箇所に防犯カメラを設置することで、効果的な防犯カメラの設置を図るためです。
8	地域安全マップは、応募時に提出が必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 設置場所の危険性の検討結果について審査するためです。
9	防犯カメラの設置場所等について警察との相談は必要ですか。	必ず最寄りの警察署へ相談してください。 各警察署には、応募団体からの防犯カメラ設置の相談に対応する旨の了承をいただいております。
10	団体の規約、名簿は、応募時に提出が必要ですか。	必ず応募時に提出してください。 補助対象団体の要件を満たしているか確認するためです。
11	同意書の提出は必要ですか。	県へ提出していただく必要はありませんが、撮影範囲に住居等が含まれる方の同意は得てください。 なお、その際使用した同意書については、防犯カメラ設置団体で保管してください。
12	書類の提出先について教えてください。	応募時は、応募窓口一覧をご確認ください。

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書

〇〇年 〇月 〇日

兵庫県県民生活部
生活安全課長 様

団体規約に記載の団体名と合致しているか確認してください。

団体名 〇〇自治会

押印不要です。

応募団体名、代表者名等を漏れなく記載してください。

代表者名 兵庫 太郎

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

電子メールアドレスをお持ちであれば、記載してください。

電話番号 自宅 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

携帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

電子メール 〇〇〇@example.com

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業に下記のとおり応募したいので、関係書類を提出します。

防犯カメラシステム（カメラとレコーダーが1セットで1カ所）の設置箇所数を記入してください。

記

1 設置箇所数 1 カ所

提出前に、関係書類が全て添付されているかチェックしてください。

2 関係書類（応募に必要な添付書類）

	書類名	チェック欄
1	収支予算書	<input checked="" type="checkbox"/>
2	防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書	<input checked="" type="checkbox"/>
3	調査票	<input checked="" type="checkbox"/>
4	見積書のコピー（設置にかかる費用の総額を記載したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
5	仕様書のコピー（補助要件の機能を有することがわかるもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
6	地域合意書及び維持管理等誓約書	<input checked="" type="checkbox"/>
7	地域安全マップ（危険箇所等の検討結果を記載したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
8	写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）	<input checked="" type="checkbox"/>
9	防犯カメラ等管理運用規程	<input checked="" type="checkbox"/>
10	応募団体規約のコピー	<input checked="" type="checkbox"/>
11	応募団体役員名簿のコピー	<input checked="" type="checkbox"/>

注 設置箇所が複数である場合は、設置箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書」、「地域合意書及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を作成し、優先順位を記入のうえ添付してください。

別記

収支予算書

1 収入の部

市町からの補助金交付の予定がある場合は、市町補助金の額を記入

科 目	予 算 額	摘 要
県補助金	60,000 円	
市補助金	〇〇〇〇 円	
自己負担金	〇〇〇〇 円	
計	〇〇〇〇 円	

2 支出の部

消費税込みの金額を記入

科 目	予 算 額	摘 要
機器調達・設置工事費	〇〇〇〇 円	
計	〇〇〇〇 円	

・機器の調達に要する経費
カメラ・モニター・レコーダー又はその他の防犯カメラシステムを構成する機器の調達に要する経費を記載

・設置工事に要する経費
機器の取り付け又は設置工事に要する経費を記載

値引きや端数調整額等についても、機器調達・設置工事費に組み込んで金額を記載

この欄は使用しないで下さい

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

消費税込みの金額を記入
収支の合計金額は一致すること。

複数箇所応募の場合は、必ず優先順位を記載してください。

★マークのしかた



複数箇所応募の場合は、必ず箇所ごとに作成してください。

調査票（優先順位 位）※複数箇所応募の場合は、箇所ごとに作成すること

選択式の回答は、該当箇所のマークを塗りつぶして回答してください。

: 空白マーク : 正しいぬりつぶし : 不十分なぬりつぶし

記述式の回答は、回答欄からはみ出さないように記入してください。

この用紙は機械で処理します。回答欄以外に書き込みをしないように注意してください。

- (1) 市町名 (市 区) 団体名 (防犯グループ) 世帯数 (世帯)
- (2) 団体で防犯活動等に従事している人数 (1つ選択)
 5人未満 5～10人 11～20人 21～30人 31人以上
- (3) 団体の種別 (1つ選択)
 まちづくり防犯グループ 防犯協会 自治会 その他
- (4) 過去の県補助による防犯カメラ設置の有無 (該当するものを全て選択)
 なし 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度
 平成26年度 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度
 令和元年度 令和2年度 令和3年度
- (5) 子ども見守り活動の頻度 (1つ選択)
 毎日 週に数回 月に数回 それ以外 未実施
- (6) 徒歩等によるパトロール (子ども見守り活動以外) の頻度 (1つ選択)
 毎日 週に数回 月に数回 それ以外 未実施
- (7) 青色回転灯装備車によるパトロール活動の頻度 (1つ選択)
 毎日 週に数回 月に数回 それ以外 未実施
- (8) 日常生活 (庭掃除、散歩など) での見守り活動の頻度 (1つ選択)
 毎日 週に数回 月に数回 それ以外 未実施
- (9) 防犯カメラ設置にあたっての警察との相談結果 (1つ選択)
 警察と協議を行った 警察と協議を行っていない
- (10) 防犯カメラ設置場所の種別 (1つ選択)
 通学路 公園・広場 その他の公共場所

選定の評価に必要な調査ですので、記載例のように丁寧に塗りつぶしてください。
マークの塗りつぶしは黒鉛筆でも読み取り可能です。消しゴムで消す際は跡が残らないようにしてください。
余白部分にも、記載はしないでください。

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、〇〇自治会の合意に基づき設置するものです。

兵庫県県民生活部補助金交付要綱及び〇〇自治会防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、〇〇自治会が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

設置場所については、番地・施設名まで正確に記入して下さい。

設置場所 ※ 例（優先順位1）	〇〇 市 〇〇 区 郡 〇〇 町
	〇 丁目 〇〇 番 〇 号 (施設名 〇〇 駐車場新設ポール)

複数箇所応募の場合は、必ず優先順位を記載して下さい。

〇〇年 〇月 〇日

団体名 〇〇自治会

氏 名 兵庫 太郎

押印不要です。

地域安全マップについて(記載例については次ページを参照ください)

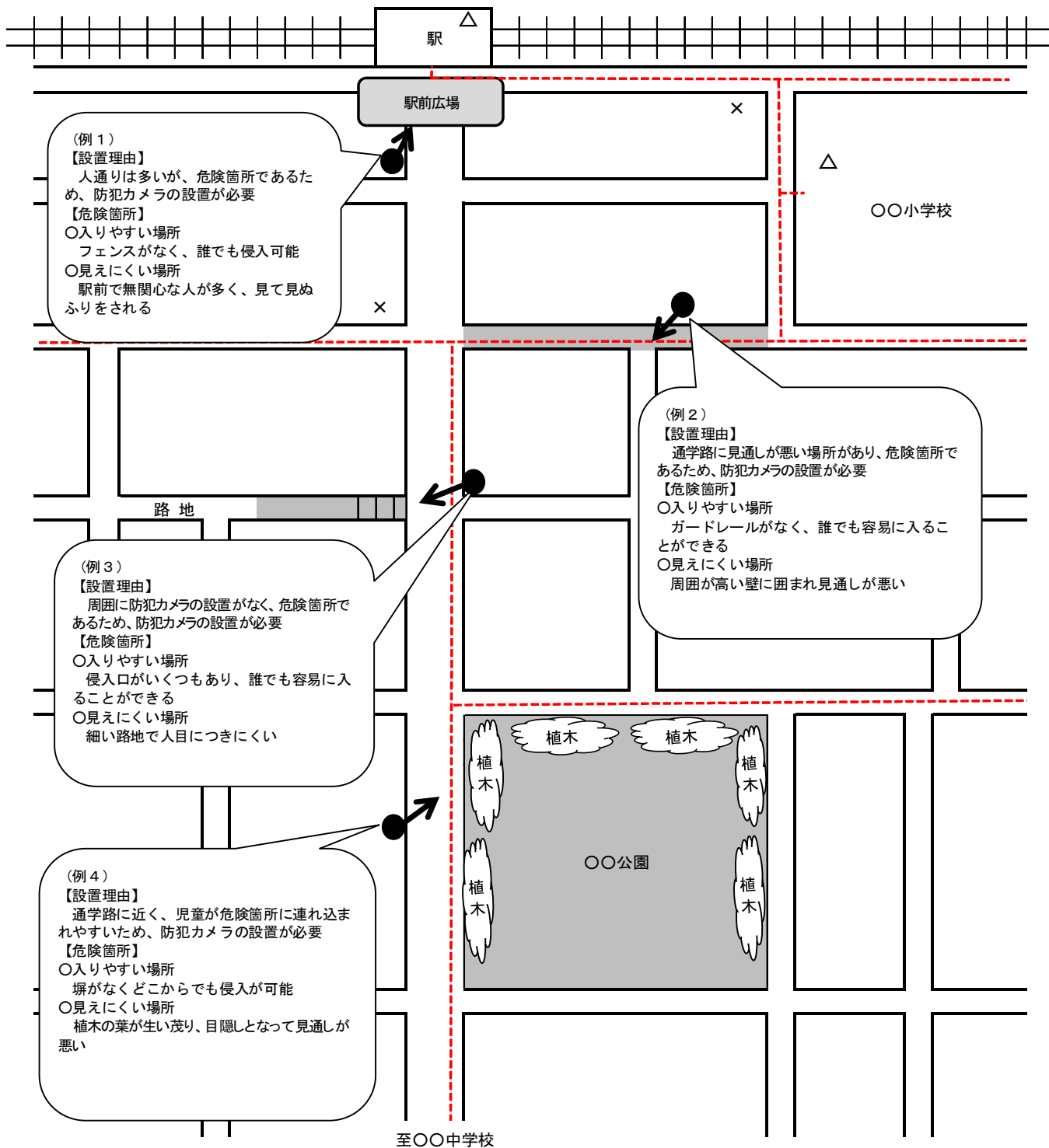
1	地域安全マップとは何ですか。	地域の通学路や公園などを点検して、 犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)をマップ上に表したものです。
2	だれがマップを作成するのですか。	応募団体 が、団体内や地域の方々と検討のうえ作成してください。
3	どこを点検するのですか。	目視可能な公共の場所 に限ります。個人の住宅などの私的な場所は、プライバシーの侵害になるので対象外とします。
4	マップ上に何を記載するのですか。	犯罪が起こりやすい場所(危険箇所)を記載します。 危険箇所を中心に、今回設置したい防犯カメラの設置場所や、通学路、既設防犯カメラ、110番の家・店等を記載し、どこに防犯カメラを設置するかご検討ください。
5	危険箇所とは何ですか。	「入りやすい場所」、「見えにくい場所」を判断基準として、該当する場所を犯罪が起こりやすい「危険箇所」とします。
6	「入りやすい場所」とは、どのような場所ですか。	境界等が設けられておらず、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 犯罪を実行しようとする者が、簡単に怪しまれることなく被害者や犯行場所に近づける場所 ○ 邪魔になるものがなく、簡単に犯罪を実行できる場所 ○ 犯行後すぐに逃げる事ができる場所 のことで、道路、路地、公園等があります。
7	「見えにくい場所」とは、どのような場所ですか。	周囲からの視線が届きにくく、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 助けを求めても誰からも助けてもらえそうにない場所 ○ 警察に通報されるおそれが少ない場所 のことで、トンネル、地下通路、路地、樹木に囲まれた公園等があります。このほかに、人通りがあっても、 <ul style="list-style-type: none"> ○ 見て見ぬふりをされそうな場所 として、駅前広場、落書きが放置された場所等があります。
8	どうやって作ればよいのですか。	カメラの設置予定場所、撮影予定方向、危険箇所等の検討結果を示すものであれば、手書きやパソコン利用など、 体裁は問いません。 ただし、 用紙サイズはA3又はA4 としてください。
9	地図のコピーに書き込みしたものは地域安全マップとして提出できますか。	著作権を有する地図発行元の許可が必要です。 なお、国土地理院の地図(インターネットの検索サイトで「地理院地図」を検索)を利用して作成した地域安全マップを補助事業の関係書類として添付する場合は、許可は不要です。
10	複数箇所応募の場合、マップは複数枚必要ですか。	複数の危険箇所と防犯カメラの設置予定場所の記入があれば、1枚のマップでもかまいません。

※【設置理由】だけでなく【危険箇所】の説明も、必ず地図に記載してください！

※P4, P12参照

記載例

地域安全マップ (〇〇年〇〇月〇〇日 △△自治会作成)



【記載する項目】

※ 以下の項目を地図に書き込んでください。

- 補助事業での防犯カメラ設置場所
- 防犯カメラの撮影方向
- 危険箇所
- × 子どもを守る110番の家・店
- △ 既に設置されている防犯カメラ
- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1~4参照)

団体名を記入して下さい。

〇〇自治会

記載例

(目的)

第1条 この規程は、〇〇自治会が防犯の目的で設置した防犯カメラ及びこれにより撮影し、又は記録した映像データ等（以下「防犯カメラ等」という。）の管理に関する基本的事項を定めることにより、これらの適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、防犯カメラとは、犯罪防犯カメラ設置場所住所を記入して下さい。する特定の場所（〇〇市〇〇町〇-〇）で、映像の表示又は記録の機能を有するものをいう。

(運用責任者等)

第3条 〇〇自治会は、防犯カメラ等の適正な運用を図るため、防犯カメラ等運用責任者（以下「運用責任者」という。）を置くものとする。

2 〇〇自治会は、運用責任者を指定し、防犯カメラ等の取扱いを行わせるため、運用責任者の指名する〇〇自治会者（以下「取扱者」という。）を置くものとする。ただし、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を第三者に委託する場合は、この限りでない。

3 防犯カメラ等の取扱いに関する業務を受託した者（以下「受託者」という。）は、委託契約等に基づき、この規程及び運用責任者の指示に従い、防犯カメラ等の取扱いに関する業務を行うものとする。

4 〇〇自治会は、必要に応じて、受託者が行う防犯カメラ等の取扱いに関する業務について、検査するものとする。

(運用責任者等の責務)

第4条 運用責任者、取扱者及び受託者（以下「運用責任者等」という。）は、この規程の定めるところにより、防犯カメラ等の適正な運用を図るよう努めるものとする。

2 運用責任者等は、防犯カメラ等の映像を他人に漏らしてはならない。運用責任者等でない者が防犯カメラ等の映像を他人に漏らす場合は、映像及び記録媒体の保管場所を記入して下さい。

(防犯カメラ等の運用)

第5条 防犯カメラ等は、次に定めるところにより運用されるものとする。

(1) 撮影対象区域を必要最小限の範囲に設定すること。

(2) 防犯カメラが設置されている場所において、映像の表示方法で表示すること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所において、映像の外部表示をしないこと。

(4) 運用責任者等による映像の監視は、防犯カメラ等の設置目的に照らし、必要な場合のみにとどめること。

(記録した映像等の管理)

第6条 映像及び映像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）等は、次に定めるところにより管理されなければならない。

(1) 映像の加工や不必要な複製を行わないこと。

(2) 〇〇〇〇に保管し、盗難及び散逸の防止に努めること。

(3) 映像表示機器及び録画機器の設置場所以外の場所において、映像の表示を行う場合は、保存期間を記入して下さい。ただし、保守点検等の理由により、運用責任者が許可した場合は、この限りでない。

(4) 映像の保管期間は、〇週間までとし、当該期間を超えて映像を消去し、又は記録媒体の破砕等を行う場合は、（保存期間は1週間以上（7日間以上）必要です。）また、捜査機関から犯罪捜査を目的とする要請を受けた場合は、この限りでない。

(5) その他映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん等の防止のために必要な措置を講ずること。

(映像及び記録媒体の提供の制限)

第7条 映像及び記録媒体の内容は、これを提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合

(2) 法令等に基づく場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的で要請を受けた場合

(4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(苦情処理)

第8条 運用責任者は、本人又は住民等から防犯カメラ等の運用に関する苦情を受け付けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、運用責任者が別に定める。

附則

この規程は、〇〇年 〇月 〇日から施行する。

施行日は、防犯カメラ稼働日以前の日を記入して下さい。

様 式

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業応募書

年 月 日

兵庫県県民生活部
生活安全課長 様

団 体 名

代表者名

郵便番号

住 所

電話番号 自宅 ー ー

携帯 ー ー

電子メール

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業に下記のとおり応募したいので、関係書類を提出します。

記

1 設置箇所数 _____カ所

2 関係書類（応募に必要な添付書類）

	書類名	チェック欄
1	収支予算書	<input type="checkbox"/>
2	防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書	<input type="checkbox"/>
3	調査票	<input type="checkbox"/>
4	見積書のコピー（設置にかかる費用の総額を記載したもの）	<input type="checkbox"/>
5	仕様書のコピー（補助要件の機能を有することがわかるもの）	<input type="checkbox"/>
6	地域合意書及び維持管理等誓約書	<input type="checkbox"/>
7	地域安全マップ（危険箇所等の検討結果を記載したもの）	<input type="checkbox"/>
8	写真（防犯カメラの設置場所・撮影想定画像を撮影したもの）	<input type="checkbox"/>
9	防犯カメラ等管理運用規程	<input type="checkbox"/>
10	応募団体規約のコピー	<input type="checkbox"/>
11	応募団体役員名簿のコピー	<input type="checkbox"/>

注 設置箇所が複数である場合は、設置箇所ごとに「防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書」、「地域合意書及び維持管理等誓約書」及び「調査票」を作成し、優先順位を記入のうえ添付してください。

別 記

収 支 予 算 書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
県補助金	円	
計	円	

2 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
機器調達・設置工事費	円	
計	円	

(注) 収支の計は、それぞれ一致する。

防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

設置団体	団体名 代表者名 電話 — — 携帯 — —		
設置場所住所 (優先順位 位)	市 区 郡 町 丁目 番 号 (施設名)		
設置する場所の所有者			
設置許可有無	<input type="checkbox"/> 設置許可あり <input type="checkbox"/> 許可見込み(交付決定時には許可を得ていること)		
稼働(予定)年月日	令和 年 月 日		
設備の概要	種 別	数量	仕 様
	カ メ ラ <input type="checkbox"/> レコーダー接続型 <input type="checkbox"/> レコーダー体型 (レコーダー体型も 下記にレコーダーの 仕様を記載すること)	台	<input type="checkbox"/> 撮影画素数38万画素以上 <input type="checkbox"/> カラーでの撮影機能あり <input type="checkbox"/> 作動時間が1日24時間 <input type="checkbox"/> 夜間撮影機能あり <input type="checkbox"/> 防雨機能あり
	レ コ ー ダ ー	台	<input type="checkbox"/> 記録時間が1日24時間及び7日間以上あり <input type="checkbox"/> 1秒間の記録コマ数：4FPS以上 <input type="checkbox"/> 記録画素数：38万画素以上 <input type="checkbox"/> 外部記録媒体への画像記録機能あり <input type="checkbox"/> 記録画像の情報流出防止措置あり
	防犯カメラの 設置を明示す るための表示	枚	サイズ 縦 () cm 横 () cm 種 別 <input type="checkbox"/> プレート <input type="checkbox"/> シール <input type="checkbox"/> その他 () 表 記 <input type="checkbox"/> 「防犯カメラ設置」等及び設置団体名
設置等の合意	<input type="checkbox"/> 設置機器、設置場所、適正管理、維持費支出等について、設置団体 内での合意がある（別添「地域合意書及び維持管理誓約書」のとおり）		
設置場所の検討	<input type="checkbox"/> 防犯カメラ設置場所周辺の防犯環境について、設置団体内で検討を している（別添「地域安全マップ」記載のとおり）		
管理運用規程	<input type="checkbox"/> 補助要件に定める事項を含む防犯カメラ管理運用規程が定められて いる（別添「防犯カメラ管理運用規程」のとおり）		

注 該当する事項の□にはチェックマーク(✓)を記入してください。

地域合意書及び維持管理等誓約書

令和4年度兵庫県防犯カメラ設置補助事業で下記設置場所に設置する防犯カメラは、_____の合意に基づき設置するものです。

兵庫県県民生活部補助金交付要綱及び_____防犯カメラ等管理運用規程を遵守し、_____が適正に設置、維持管理及び運用を行います。

設置場所	市	区	郡	町
	丁目	番	号	
	(施設名)

年 月 日

団体名

氏 名

【記載する項目】 ※ 最低限、以下の項目をすべて地図に書き込んでください。

- | | | | |
|---|-------------------|-----|---------------------------|
| ● | ～ 補助事業での防犯カメラ設置場所 | × | ～ 子どもを守る110番の家・店 |
| → | ～ 防犯カメラの撮影方向 | △ | ～ 既に設置されている防犯カメラ |
| ■ | ～ 危険箇所 | --- | ～ 学校の通学路(※学校の位置も記載してください) |

【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1～4参照)

同意書

年 月 日

様

(団体名)

住 所

氏 名

(団体名) が、下記の場所に防犯カメラを設置することについて同意します。

(団体名)

記

1 設置場所 兵庫県 _____

- ・この書類は、**防犯カメラの撮影範囲に住居等が含まれる方の同意の意思を記録**するためのものです。
- ・同意の意思の記録は、必ずしもこの書類を使用していただく必要はありません。
- ・**県へ提出していただく必要はありません。**防犯カメラの設置団体で保管してください。